

■教育行政のポイント

教師による児童生徒性暴力等防止で文科省通知

小川 正人

教師による児童生徒性暴力等での処分件数は2023年度で157件(免職155、停職2)に上り、近年、その件数も増加しているが、児童生徒等を盗撮し画像等を教師間SNSのチャットグループで共有していた罪で複数の現職教師が逮捕された報道は、教育界だけでなく社会にも大きな衝撃を与えた。

それを受け、文科省は通知「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について」(初等中等教育局長:2025年7月1日、以下「通知」)を全国の教委に発出した。

性暴力等防止法および基本指針の確認

政府は、これまでも「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(2021年、以下「教員性暴力等防止法」と、同法に基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(2022年3月18日文科大臣決定、2023年7月13日改訂、以下「基本指針」)に定める事項の確実な実施を求めてきた。

通知では、教委に対して児童生徒性暴力等の防止等に関し、教師の服務規律の確保の徹底化とともに、今一度、教員性暴力等防止法および基本指針を確認し、防止のため研修を改めて実施する等、必要な措置を講ずることを強く要請している。

とくに研修等では、教員性暴力等防止法2条3項各号に規定する行為は児童生徒性暴力等にあたり、原則懲戒免職処分の対象となり、児童生徒性暴力等については児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないことを含め、周知徹底することを求めている。ちなみに、教員性暴力等防止法2条3項各号に規定する行為とは、▼児童生徒に性交等をする又はさせること、▼わいせつ行為をする又はさせること、▼面会・自撮り要求等、児童ポルノ法違反や性的姿勢撮影等処罰法違反の行為、▼痴漢行為(衣

服等の上から又は直接に、人の性的な部位その他の身体の一部に触れる)、▼盗撮行為(通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機等を差し向け、もしくは設置する)、▼悪質なセクハラ(性的羞恥心を害する言動で児童生徒等の心身に有害な影響を与える)、等である。

被害の未然防止のための取組

通知では、未然防止の取組として、教師と児童生徒等が第三者の目が行き届きにくい環境となる場面のできる限り減らすことが重要であり、執務環境の見直し等による密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築等を講じるよう要請している。さらに、盗撮防止として、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検や教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境とすることが重要としている。

また、教師がSNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行わないことはもとより、教師個人のスマートフォン等の私的端末で児童生徒等を撮影することのないよう、また、学校所有等の端末で撮影する場合であっても管理職の許可なく画像を学校外に持ち出すことのないよう徹底することを求めている。

加えて、児童生徒や保護者からの情報収集や相談をしやすくする工夫も重要であり、児童生徒等や教師等に対する定期的なアンケート調査の実施や、被害児童生徒やその保護者等が安心して相談できる環境の整備等も必要としている。

任命権者の各教委は、教員性暴力等防止法および基本指針に基づき、加害教師には原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分の徹底を行うこと、また、各教委は、児童生徒・保護者から相談があった場合には警察等の関係機関と迅速に連携することも含めて、適切に対応するように要請している。

(おがわ・まさひと=東京大学名誉教授)

マップ&シートで速攻理解!

最新の教育改革 2025-2026

金子一彦【編集】 B5判/定価 2,640 円

■本の詳細の確認およびご注文は、右QRコードより小社ホームページをご利用ください。

